

平成30年度
一般競争入札による市有財産
(土地) 売却
入札要領

亀山市 総合政策部
財務課 契約管財グループ

目 次

第1	入札物件	P 3
第2	入札参加申込資格	P 3
第3	契約上の主な条件	P 3
第4	入札参加の申込	P 4
第5	入札保証金の納付と還付	P 5
第6	入札の日時、場所及び入札に必要な書類等	P 5
第7	入札の無効	P 6
第8	入札の変更等	P 7
第9	入札の辞退	P 7
第10	契約保証金に関する事項	P 7
第11	契約の締結	P 7
第12	契約の解除	P 8
第13	所有権の移転	P 8
第14	公租公課等	P 8
第15	入札に関する質問	P 8
第16	その他	P 9

(入札物件)

第1 一般競争入札に付する物件は、次のとおりとする。

物件	所在	種別	地積 (㎡)		予定価格 (最低売却価格)	
			公簿	実測		
1	土地	亀山市関町新所字東町北 1839 番 1	雑種地	318.00	318.45	4,905,240 円
		同所 1839 番 5	雑種地	6.47	6.47	
		同所 1840 番 5	雑種地	47.00	47.67	

(1) 詳細は、別紙物件調書のとおり。

(2) 入札は土地 3 筆を一括して行う。

(入札参加申込資格)

第2 本案件の入札に参加できるものは、市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所(営業所を含む。)を有する法人とする。ただし、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(2) 市税等に滞納がある者。

(3) 破産法(平成 16 年法律 75 号)に基づく破産手続開始、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「不当行為防止等に関する法律」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員の活動等公序良俗に反する活動のために本物件を利用し、または提供しようとする者。

(契約上の主な条件)

第3 公序良俗に反する使用の禁止について次の特約を付するものとする。

(1) 売払物件を不当行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員若しくはこれらの用に供することなど公序良俗に反することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。

(2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、落札者は前号の使用の禁止を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定め反する使用をさせてはならない。

(3) 売払物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第 1 号の定め反する使用をさせてはならない。

- 2 前項について、本市が、必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとして落札者及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。
- 3 第1項第1号に違反したときは売買代金の100分の10の額を違約金として市に支払わなければならない。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 売払物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。
- 5 入札に参加した者は、当該売払物件の内容を十分に確認したものとする。
- 6 売払物件は、現状有姿による引き渡しとし、売地に存するものは全て（排水施設等）土地に帰属する。よって、入札に参加するにあたっては、できる限り現状を確認すること。
- 7 境界について将来、紛争等が生じても一切亀山市は関知しないこととする。

（入札参加の申込）

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に第3号の申込書類を全て提出しなければならない。申込書類は返却しないものとする。又、共有名義とする場合は、共有者連名で申込をしなければならない。その場合、連名者の全員が申込の資格を有している必要がある。

（1）受付期間

平成31年3月1日（金）から同月14日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は期限内必着）

（2）受付場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所本庁舎2階 総合政策部財務課契約管財グループ

申込書類は郵送又は持参とする。郵送の場合は、必ず一般書留又は簡易書留で郵送すること。

（3）申込書類

ア 個人の場合

（ア）入札参加申込書兼誓約書（様式1・印鑑登録証明書の印で押印すること。）

（イ）住民票（発行後3箇月以内のもの・写し可）

（ウ）印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの・写し可）

（エ）市税等納付状況調査同意書（様式2）

（オ）入札保証金提出書（様式3）

イ 法人の場合

（ア）入札参加申込書兼誓約書（様式1・印鑑証明書の印で押印すること。）

（イ）履歴全部事項証明書（発行後3箇月以内のもの・写し可）

(ウ) 印鑑証明書（発行後 3 箇月以内のもの・写し可）

(エ) 市税等納付状況調査同意書（様式 2）

(オ) 入札保証金提出書（様式 3）

※共有の場合は、各々提出することとする。

（入札保証金の納付と還付）

第 5 入札者は、入札に参加する前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額を現金で納付しなければならない。

2 入札者は、入札保証金提出書（様式 3）を入札保証金の納付前に「第 4（2）受付場所」に提出し、納付書を受け取ること。

3 入札者は、入札保証金を、市が指定する納付書で納付し、その際に受領した納入通知書兼領収書を入札保証金納付証明書（様式 4）に貼付の上、入札日当日に持参すること。

4 入札保証金提出書（様式 3）及び入札保証金納付証明書（様式 4）に使用する印鑑は、申込時に提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印鑑とすること。また、提出者の名義は入札者と同じであること。（共有で入札する場合は、必ず提出者の名義も共有にすること。）

5 入札保証金は、落札者が決定した後、落札者については、契約保証金の一部として充当することができるものとする。落札者以外には還付する。なお、落札者が契約を締結しなかったときは、その者にかかる入札保証金は市に帰属するものとする。

（入札の日時、場所及び入札に必要な書類等）

第 6 入札の日時、場所及び入札に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 日時 平成 31 年 3 月 27 日（水）

午後 3 時 30 分から実施する。

(2) 場所 亀山市役所西庁舎 3 階 第 7 会議室

(3) 入札に必要な書類

ア 入札書（様式 5-1 又は 5-2）

(ア) 記名押印を忘れずに、申込時に提出した証明書の印鑑を使用すること。代理人より入札するときは、入札者の欄に代理人の住所・氏名を記入のうえ、代理人使用印鑑として委任状に押印した印鑑を押印すること。

(イ) 算用数字を使用すること。

(ウ) 一度提出した入札書の変更又は取消しは認めない。

(エ) 入札書は市指定の様式を用いること。

様式 5-1・・・単独名義の場合

様式 5-2・・・共有名義の場合

イ 委任状（様式 6）

代理人による入札のみ持参すること。

ウ 入札書用封筒

次の事に留意して封筒を作成し、入札書の中に入れ、提出すること。

（ア）差出人の住所、氏名（法人の場合は商号及び代表者名）を記載すること。

（イ）封筒の表には、下記のとおり記載すること。

『亀山市長 櫻井義之 様

一般競争入札による市有財産（土地）売却入札

入札書在中 平成 31 年 3 月 27 日午後 3 時 30 分』

（ウ）封筒の裏には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で裏面 3 ヶ所割印すること。（代理人が応札する場合は、委任状（様式 6）の代理人の印鑑で割印すること。）

エ 入札保証金納付証明書（様式 4）

納付したことが分かる納入通知書兼領収書を貼付し、入札開札前に提出することとする。

（4）入札に係る事項

ア 入札に参加しようとする者が 1 人の場合においても、入札は執行されるものとする。

イ 入札開始時間までに入札会場に入場しない場合は、不参加扱いとする。

ウ 入札有資格者は、1 名のみが入場できることとする。

エ 最高価格で同価格の入札者が 2 人以上のときは、くじによって落札者を決定する。

（入札の無効）

第 7 次の各号のいずれかに該当するとき、その入札は無効とする。落札決定後、契約締結後に判明した場合も無効とし、契約の解除をする場合がある。

（1）代理人による入札の際、委任状を提出していないとき

（2）代理人による入札の際、委任状に委任者の実印及び代理人の印が押印されていないとき

（3）同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき

（4）入札書の記載事項が確認できないとき

（5）入札書の金額を訂正したとき

（6）郵便等により、入札書を送付してきたとき

（7）入札参加資格のない者が入札をしたとき

（8）入札者が談合等の不正行為を行ったとき

（9）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき

- (10) 最低売却価格未満の金額で入札したとき
- (11) 所定の様式の入札書を用いなかったとき
- (12) 申込者が未成年の場合、法定代理人以外の者が入札を行ったとき
- (13) 入札保証金を納付しない者が入札を行ったとき
- (14) 入札金額が入札保証金の20倍を超えた入札をしたとき

(入札の変更等)

第8 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させないことができる。又は天候等の都合により、入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(入札の辞退)

第9 入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、入札を辞退する旨を「第15(3)提出方法」の連絡先に電話等で連絡し、入札辞退届(任意様式)を提出すること。

(契約保証金に関する事項)

第10 落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金として100分の10以上の金額を市が指定する納付書で、納付するものとする。ただし、売買代金を即納するときは免除とする。なお、契約保証金の一部は入札保証金を充当することができる。

2 契約保証金は、第12の規定により契約を解除されたときは、違約金として市に帰属するものとする。

(契約の締結)

第11 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内(ただし、休日を除く。)に別添市有財産売買契約書を「第4(2)受付場所」に提出し、落札者の名義で契約を締結しなければならない。共有名義で参加した場合は、必ず共有者全員の名義で締結すること。

2 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、亀山市の指名停止などの措置を受けた場合は、契約を締結しない。

3 落札者は、契約締結日から30日以内に契約金額の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、次に掲げる行為はできないものとする。

- (1) 売買物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡すること。
- (2) 売買物件に新たな物件を設置すること。
- (3) 売買物件の形質を変更すること。

- 5 落札者は、入札物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。
- 6 落札者が落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。
- 7 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額（落札者が入札した金額）にて行うものとし、当初の競争入札に付するときに定めた条件は変更しない。
- 8 契約締結及び履行に関して必要な費用は、全て落札者の負担とする。

（契約の解除）

第12 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- （1）契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められる場合
- （2）契約の履行について、不正な行為があった場合
- （3）前3号に定める場合を除くほか、落札者が契約に違反した場合

（所有権の移転）

第13 売買物件の所有権移転の時期は、契約代金が完納したときと移転する。

- 2 市は、前項の規定により落札者が契約代金を完納したとき、速やかに当該登記に必要な書類を落札者に交付し、落札者が所有権移転登記等を行うものとする。
- 3 前項の所有権移転登記に要するすべての費用（登録免許税等）は、落札者の負担とする。
- 4 落札者は、所有権移転登記が完了したときは、遅滞なく登記識別情報の写し又は登記事項証明を添えて書面にて市に報告するものとする。
- 5 落札者への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切負わない。

（公租公課等）

第14 売却、登録に伴う公租公課等は、落札者の負担とする。

（入札に関する質問）

第15 当該入札に対する質問は、次のとおり書面により提出すること。

（1）提出期間

平成31年3月1日（金）から平成31年3月18日（月）まで（ただし、休日を除

く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は期限内必着)。

(2) 提出場所

「第4(2)受付場所」と同じ。

(3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ及び電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

ファクシミリ 0595-82-9955

メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

電話 0595-84-5025

(4) 質問に対する回答

平成31年3月22日(金)午後5時15分までに参加申込書提出業者全員にファクシミリ又は電子メールにて行うものとする。

(その他)

第16 本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

2 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 都合により、入札執行が延期又は中止となる場合がある。

4 使用する印鑑は、提出書類全てに同じものを使用すること。

5 落札者決定後は、要領等の内容の不明確を理由として異議申し立てを行うことはできない。

6 市は売買物件につき、瑕疵担保及び危険負担の責は、契約締結日以降これを負わないものとする。

7 建築制限等については、必要であれば、あらかじめ入札参加者が調べることとする。

8 供給処理施設(上・下水道、電気、ガス等)の使用の可否についても、必要であれば、あらかじめ入札参加者が調べることとする。

9 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用することとする。

10 この要領に定めのない事項については、亀山市会計規則及び亀山市契約規則によるものとする。

問合せ先

亀山市 総合政策部 財務課 契約管財グループ 電話 0595-84-5025

様式1 入札参加申込書兼誓約書

市有財産（土地）売却入札

参加申込書兼誓約書

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井義之様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

F A X _____

メ ー ル _____

私は、亀山市の一般競争入札により、下記物件の入札に参加したいので、一般競争入札による市有財産（土地）売却入札要領を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みします。

また、同入札要領の第2に定める入札参加資格要件を全て満たしていることを宣誓します。

物 件	土 地	亀山市関町新所字東町北 1839 番 1、1839 番 5、1840 番 5
--------	-----	--

受 付 印

市税等納付状況調査同意書

一般競争入札による市有財産（土地）売却入札要領による入札参加者の資格要件である滞納状況を確認するにあたり、亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例及び亀山市市税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する取扱い要領に基づき、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

入札者

印

(生年月日 年 月 日)

様式3 入札保証金提出書

入札保証金提出書

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井義之様

入札者住所 _____

入札者氏名 _____ 印

下記の現金を一般競争入札による市有財産（土地）売却入札保証金として提出します。

なお、落札とならなかったときその他の返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を次の口座に振り込んで下さい。

¥ _____

【入札保証金還付先】

金融機関名		預金種別	当座・普通
口座番号		口座名義人	

※ 入札者の住所・氏名は様式1の住所・氏名と同じです。

様式4 入札保証金納付証明書

入札保証金納付証明書

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

入札者住所 _____

入札者氏名 _____ 印

下記の金額を一般競争入札による市有財産（土地）売却入札保証金として納付しました。

¥ _____

金融機関の証明書貼付箇所

※入札者の住所・氏名は様式1の住所・氏名と同じです。

様式 5 - 1 入札書

入 札 書

物 件	土 地	亀山市関町新所字東町北 1839 番 1、1839 番 5、1840 番 5
入札額		円

私は、上記物件について、一般競争入札による市有財産（土地）売却入札要領を承知のうえ、次の通り入札します。

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

住所

氏名

(代理人)

印

注意 ① 代理人より入札するときは、入札者の欄に代理人の住所・氏名を記入のうえ、代理人使用印鑑として委任状に押印した印鑑を押印して下さい。

注意 ② 代理人による入札の場合は、委任状を提出して下さい。

注意 ③ 入札書には記名押印をしてください。

様式 5 - 2 入札書

入 札 書

物 件	土 地	亀山市関町新所字東町北 1839 番 1、1839 番 5、1840 番 5
入札額		円

私は、上記物件について、一般競争入札による市有財産（土地）売却入札要領を承知のうえ、次の通り入札します。

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

住所

氏名
(代理人) 持分 / 印

住所

氏名
(代理人) 持分 / 印

- 注意 ① 代理人より入札するときは、入札者の欄に代理人の住所・氏名を記入のうえ、代理人使用印鑑として委任状に押印した印鑑を押印して下さい。
- 注意 ② 代理人による入札の場合は、委任状を提出して下さい。
- 注意 ③ 入札書には記名押印をしてください。

様式6 委任状

委 任 状

(代理人)

氏 名 _____

代理人使用印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

一般競争入札による市有財産（土地）売却入札に関する一切の権限

平成 年 月 日

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____